

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 中間まとめ」に対する意見

一般社団法人新経済連盟

- ・「中間まとめ」では、「デジタル教科書」の意味するところを明確化した上で(pp.3-4)、その学校教育における導入を提言しており、この点については率直に評価したい。これまで、新経済連盟は「最先端社会・スマートネーションの実現に向けて」（2016年4月28日）、「IT利活用推進のために必要な法整備に係る具体的提案」（2015年10月30日）など、多くの提言の中でデジタル教科書の解禁を訴えてきたが、我々の考え方が実現に至るための第一歩として、その意義は大きいと考える。
- ・また、教育現場はスピード感をもって日々変化する社会に対応すべきであり、我々も、提案するデジタル教科書の解禁は可能な限り早く実行されるべきと訴えてきたが、「中間まとめ」では、次期学習指導要領の実施に合わせてデジタル教科書を導入し、使用できるようにすることが望ましい旨記されており(p.12)、この点についても、一定の評価ができる。
- ・「中間まとめ」では「中長期的な検討の視点(p.7)」といった項目を設け、次期学習指導要領の実施時期を念頭においた短期の時間軸については、「学びの充実が期待される教科の一部（単元等）について、紙の教科書に代えて使用することで、教科書の使用義務の履行を認める特別の教材としてデジタル教科書を位置付けることが適当（p.6(2)の形態）」としながら、中長期については、「全ての教育課程の履修に当たって、デジタル教科書を主たる教材として使用し、必要に応じて、補助教材としてのみ紙の教科書を使用する（p.6(3)の形態）」ことや、紙とデジタルの選択制の仕組みの導入(p.8)も検討対象としていることは、議論と準備に係る時間的要素をよく考慮したものとして、理解し得るものである。
- ・しかしながら、デジタル教科書のもともとの目的は、「中間まとめ」が示すように、アクティブ・ラーニングの視点に立ったより深い学びの実現である(p.2)。デジタルの教育コンテンツによってこれらが達成されるのであれば、それが教科書か、教科書ではない教材か、といった区別はあまり意味を為さない。この意味で、上記の、教科書における「デジタルが基本か、紙が基本か」という論点に増して重要であるのは、学校現場において、このような当初の目的が十分に実現し得る環境を整えることである。
- ・上記のような目的を考える上で、動画や音声、URLやQRコードを盛り込むことができるというデジタル教科書の特性は極めて重要である。「中間まとめ」では、紙の教科書とデジタル教科書の学習内容の同一性を前提として、デジタル教科書については検定を経る必要はなく(pp.8-9)、紙の教科書に含まれない動画や音声等については検定を経ること

を要しない教科書以外の教材として位置付けることが適当(p.9)、としている。可変性のある動画・音声等の性格と現在の検定制度との相性等に鑑み、この方針は理解し得るが、アクティブ・ラーニングに不可欠な動画・音声・URL・QRコード等を盛り込んだデジタル教材は、必ず、その特性が十分に発揮し得るような形でデジタル教科書と併用されるべきであり、国による指針の策定等、それを担保するための措置が講ぜられるべきである。

- ・逆に言えば、国が教材の使用方法について関与するのはここまで留めるべきであり、どういった教科書とどういった教材を併用すべきか、といった具体的な使用方法や教材の質を判断する上での基準を示す、といったことまで踏み込むべきではない。「中間まとめ」では、「デジタル教材の選定の観点や方法等について一定の取扱指針(ガイドライン)」を国が策定する旨記されているが(p.14)、個別の教材をどのように選定し、どのように学習効果を高めていくか、といった事柄は各自治体における教育委員会が、下に記す民間評価機関等の見解を参考としながら判断すべきものであり、国のガイドラインが各自治体の判断を縛ることのないよう留意されるべきである。
- ・デジタル教科書とデジタル教材の併用に関して、「中間まとめ」には、児童生徒が教科書とそれ以外の教材の境界を判別する際の困難を避けるため、教科書発行者に対してそれぞれの区分が分かりやすくなるよう制作上の工夫を求めることも考えられる旨記述されているが(pp.13-14)、この工夫がいかなるものであるのか、この記述のみでは判断しがたい。現実にかような制作上の工夫を発行者に求めるのであれば、その具体的な態様について可能な限り早急に明らかにすべきであり、その際は、発行者の過度な負担につながらないよう、配慮が為されるべきである。また、そもそも、教科書と教材を区別することが、児童生徒が学習を進めるに当たって必要である理由がこの記述のみでは明確ではなく、実際に発行者に工夫を求めることになるのであれば、これについても事前に明らかにされるべきである。
- ・デジタル教科書の制作者は紙の教科書を制作する教科書発行者のみとすることが適当、という「中間まとめ」の記述(p.9)については、「紙の教科書とデジタル教科書の内容を同一とした上で、紙の教科書を基本とする」という短期的な方針が前提にあるものと理解されるが、将来的な議論の結果、「デジタル教科書が基本」や「紙とデジタルの選択制」となることもあり得るのであれば、当然、それに付随する形で、デジタルのみを制作する教科書発行者の存在も想定されるのであり、その旨、「中間まとめ」に追記されてもよいものと考えられる。
- ・著作権については、「中間まとめ」が言及するように、デジタル教科書と紙の教科書では、その公共性について何ら変わるものではなく(p.17)、デジタル教科書についても、紙の教

科書と同様の権利制限規定が設けられて然るべきである。デジタル教科書は、紙の教科書と同様、無償給与を前提と考えるべきであるが、著作権に関する権利制限規定がデジタル教科書についても設けられるならば、それは当然、デジタル教科書の制作費用の低廉化につながるものと考えられ、「中間とりまとめ」に記された「必要な経済的支援(p.11)」と併せて、無償給与を実現するための不可欠の措置として検討されるべきである。

- また、デジタル教科書・教材は、その内容が充実すればそれだけ著作権に関わる手続きも膨大となってくることが想定されるため、デジタル教科書・教材に関する著作権事務の一括窓口を担う機関（教材版 JASRAC）の設置も検討されるべきである。併せて、デジタル教材については今後、様々な業者によって様々な内容のものが作成され、その種類が飛躍的に増加することが予想されることから、教材の内容や教科書との相性等を客観的に評価する第三者的な民間機関が設けられてもよいと考えられる。その際でも、「中間まとめ」が言うように、あくまで最終的な権限と責任は各自治体における教育委員会が持つべきであることは当然である(p.14)。
- 学校におけるネットワーク環境の整備や教員の指導力向上が極めて重要であることは、「中間まとめ」が言及する通りである(pp.18-20)。これに加えて、デジタル教科書を中心とする ICT 教育に関する指導体制の更なる充実という観点から、民間人の積極的活用も推進すべきであり、「2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会 最終まとめ」に記されたように、ICT 支援員の役割を整理しつつ、デジタル教科書・教材を用いた授業の補助を行い得る支援員の養成、配置促進に向けた取り組みが為されるべきである。

以上